

京都医療科学大学公的研究資金の不正防止計画

コンプライアンス推進委員会

京都医療科学大学（以下「本学」という。）は、文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究資金の適正な運営・管理を行うため、次のとおり「公的研究資金等不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）を定める。

（運営・管理体制）

①最高管理責任者：学長

公的研究資金の管理運営についての最高責任者。不正防止計画の策定及び着実な実施と進捗管理を行う。

②統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究資金の運営・管理について本学全体を統括する。不正防止計画の実施状況のモニタリングを行う。

③コンプライアンス推進責任者：コンプライアンス推進委員会委員長

統括管理責任者の指示のもと、運営・管理について実質的な責任を負う。コンプライアンス教育の実施、受講状況の管理監督を行う。

④コンプライアンス推進副責任者：コンプライアンス推進委員会副委員長及び事務課課長
コンプライアンス推進責任者を補佐し、責任者に事故ある時はその業務を代行する。

（不正防止計画）

1 責任体系の明確化

不正発生要因		防止計画
不明瞭な責任体系	担当者の変更や時間の経過に伴い、責任意識が低下する。	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、研究倫理教育責任者を定め、役割を明確化する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因		防止計画
使用ルール、規定等の理解不足	公的研究資金の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	明確なルール等を周知することにより、適正運用の徹底を図る。
コンプライアンスに対する意識の	コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	コンプライアンス教育を実施し、意識の向上を促す。

低下		
不正使用に対する意識の低下	公的研究資金が税金によってまかなわれていることに対しての意識が欠如している。 不適切な経費執行であっても研究のために使用していれば許されるという意識がある。	法令及び関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。 不正使用と認められた場合は氏名を公表し、厳しく処分をする。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

	不正発生要因	防止計画
不正発生要因の把握	不正発生要因の把握が難しい。	内部監査の結果や不正使用事案の調査から不正発生要因の把握、不正防止計画の整備、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 公的研究資金の適正な運営・管理活動

	不正発生要因	防止計画
予算の把握、管理	予算執行状況が把握されていないため、年度末に予算執行が集中する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認をするとともに、必要に応じて改善を求める。 特に執行率の悪い研究者に対しては最高管理責任者へ報告し、ヒアリングを行う。
発注制度の理解不足	研究者の発注における発注権限の不足。	規程による発注権限を周知する。
検収体制が不十分	検収確認が不十分であるため、架空伝票による納品や預け金を防止できない。	全ての物品に対して事務課による検収を行う。
研究と関係のない経費支出	研究と直接関係ないと疑われる経費を支出している。	疑惑が生じた物品については、購入目的の確認等を行う。
取引業者との癒着	取引業者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	取引額が大きい業者に不正に関与しない旨の誓約書を提出させる。 不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置を行う。
出張の事実確認	出張の事実確認が不十分である。	出張報告書の提出を義務化し、追跡や確認ができるようにする。 海外出張については、旅行の事実を証明する書類の提出を義務付ける。
謝金の把握	謝金の勤務実態の確認が不十分である。	事前に業務従事者の予定書を提出させる。 業務従事者の勤務状況等の事実を事務課が確認する。

		謝金は、事務課が直接、業務従事者へ支払う。
--	--	-----------------------

5 情報発信・共有化の推進

不正発生要因		防止計画
使用ルール等の統一化	使用ルール等の統一が図られていないため、誤った経費執行をするおそれがある。	事務課において、相談や質問を受け付ける。適正な研究費使用について指導・助言を行う。
相談窓口、通報窓口の認識不足	通報窓口が周知されていない。	通報窓口は、規定、ホームページにより周知する。 通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る。

6 モニタリングの実施

不正発生要因		防止計画
モニタリング体制の整備	モニタリング体制の整備が不十分である。	公的研究資金等の不正を防止し、適正な執行、管理を遂行するため、通常監査、特別監査の対象数を拡大し適正な業務執行に努める。

附 則

この規定は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

改定 A：この規定は、令和元年 8 月 1 日から施行する。(全面改定)